

日本公民教育学会編

公民教育の理論と実践

第一学習社

1991) 参照。

(9) 在日韓国・朝鮮人学習については田淵五十生『在日韓国・朝鮮人理解の教育』(明石書店, 1991), アイヌ民族学習については井上司編『教育のなかのアイヌ民族』(あゆみ出版, 1981) 等参照。

(森茂 岳雄)

6. 国際化社会と公民教育

(1) 国際化社会の課題

多くの人と物と金が国と国の境を越えて移動する。様々な出来事が複数の国を覆って起きる。国の中の問題と国の外の問題が相互に連動し合う。これらが日常的に生じる社会が国際化社会の一般的な意味である。ただし、国際化社会とは、国家のあり方が様々な立場から改めて問われる社会であっても、国家の存在そのものが否定される社会ではない。むしろ、パスポートに記された国籍や貿易摩擦による国益の対立に示されるように、人と物と金が国境を越えて移動すればするほど、個人や企業にとっての国家の意味の重さは益々高まるとさえいえる。問題が国家の中のみで処理される限り、その国で生活する者が国家の存在を自覚する必要度は低い。しかし、国家と国家の間(inter national)の関係で問題が問われるならば、好む好まざるにかかわらず、国家のあり方がその国に属する一人ひとりの生き方に直接かかわることになるからである。

だが他方で、現代は社会の情報化が高度に進行した社会でもある。国境は、人と物の移動の障壁になっても、衛星放送に代表されるように、情報の流れを阻むことはできない。1989年11月のベルリンの壁崩壊、東欧諸国の変動、そして湾岸戦争からソビエト連邦の解体へと続く世界史的变化を、映像と音声の次元では、日本国内の出来事と同様にリアルタイムで、私たちは獲得できる。さらにこの巨大な変化自体が情報化社会の拡大なくしては起こりえなかった現象である。ボーダーレスという言葉に象徴されるように、社会の国際化は高度情報化と重なることにより、国の境(border)の意味を相対化させる次元にまで及んでいることも事実。その結果、国際化社会の課題は、現

代国家の基盤自体の再構成をも視野に入れて検討されなければならない。

したがって国際化社会の今日的な課題とは、国家の再確認への要請と国家の相対化の進行が同時に生起する状況にいかに対処するか、という問題としてとらえ得る。日本にとってこの課題は他国にもまして困難な問題となろう。国の境を海という自然条件に依存してきたために、人為的に境を定める苦難の歴史を持つ国家に比較して、国境を操作することを国民全体の問題としてとらえる文化を築く機会が少なかったからである。さらに、近代国家成立後、日本は欧米にキャッチアップするために、工業化に最適な社会システムを形成することを国家の目標にしてきた。それをある面では欧米以上に達成した。だが、工業化に合理的なシステムは工業化された後の社会(post-industrial society)では不合理なシステムになる。欧米に追いつき追い越すためのシステムは欧米と共に生きるためのシステムとして不適切である。欧米以外の世界の様々な国から追われる側にまわったときに、日本の社会システムは一種の機能不全に陥る。日本は目標達成ゆえに生じる新たな問題への対処と、達成した目標自体への懐疑という二重の重荷を背負って、社会の国際化に伴う課題を解決するために、自己の社会システムを改変しなければならない。

そしてその改変すべき重要なシステムの一つが、世界で最も均質かつ高水準に組織された日本の公教育のシステムである。日本を経済大国に向けてテイクオフさせ、世界のトップになるために非常に適確に機能したのが日本の教育システムであった。それだけに、そのシステム改変の重要度と困難度は高いといえよう。とりわけ公民教育の課題は重いと考える⁽¹⁾。

(2) 学習指導要領に示される国際化と公民教育の課題

これまで、国際化とかかわって教育の問題として論議と実践が積み重ねられてきたのが、国際理解教育、異文化理解教育、グローバル教育、開発教育などである。具体的な問題との関係では、海外で活躍する人達の子どもに対する日本人学校のあり方、あるいはその子ども達が帰国後生じる問題に対処するための帰国子女教育がある。そして、これらの研究と教育をふまえ、国際化への対応を中心課題として改訂されたのが平成元年度の学習指導要領である。特に公民教育の観点から重要なのは、高等学校社会科が世界史の必修

化を伴って地理歴史科と公民科に分化したことである。「急速な国際化の進展を踏まえ国際社会に生きる主体性のある日本人を育成するという新しい時代的要請に応える」という教育課程審議会答申の社会科再編成に関する指摘による分化であった。その結果、地理歴史科の目標には、「国際社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社会の一員として必要な自覚と資質を養う」とある。また、公民科の目標には「国際」の文字はないが、冒頭の「広い視野に立って」という言葉の中に、「国際的な視野を育てる」という意味が含まれていることが指摘されている。事実、公民科を構成する現代社会、政治・経済、倫理、いずれの目標や内容にも「国際」の文字を数多く見出せる。たとえば、現代社会の内容(4)は「国際社会と人類の課題」であり、「ア 国際政治の変化」「イ 国際経済の動向と国際協力」「ウ 人類の課題」の三項目により構成されている。特に、「ウ」には、「これからの国際社会における人類の連帯の意義を認識させ、国際社会における日本の役割及び日本人の生き方について考える」と記されている。人類という国家を越えた普遍的な視点と、日本人という国家による相違を前提とした個別的な視点とをいかに統合するかが課題である。国家の再確認とその相対化への対処という、先に提起した国際化社会の課題に対応する内容といえよう。

小学校と中学校の社会科にも国際化の視点は随所に見出せる。その代表が「民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」という小・中社会科の共通目標に、「国際社会に生きる」という言葉が加わったことである。内容の面でも、小学校3年の地域学習に「外国とのかかわり」が、4年の国土理解に「近隣諸国との関係」が、5年の産業学習に「貿易相手国」が、それぞれ国際化とのかかわりでとりあげられる。さらに小学校社会科を総合する6年の内容(3)には、「今日、我が国は経済や文化の交流などで世界の国々と深いつながりをもっていることを理解できるようにするとともに、平和を願う日本人として世界の国々と協調していくことが大切であることを自覚できるようにする。」とある。現代社会と同様の観点から、「日本人として」という個別性と「世界の国々」という普遍性を統合するための課題として、「協調」という概念を示した内容と考える。

中学校社会科でも、地理的分野の目標(3)に「国際社会における日本の立場

や役割を考えさせる」、歴史的分野の目標(4)に「歴史にみられる国際関係や文化交流」、公民的分野の目標(3)に「国際協調の精神」とある。また三分野とも内容の中に「国際」の文字を冠した言葉を容易に見出すことができる。

このような学習指導要領の目標や内容の詳細については、解説書も多く、本書の他の箇所でもとりあげられていることから、ここでは上記のことを指摘するに止める。少なくとも、小学校から高等学校まで、社会、地歴、公民いずれの教科にも、国際化に対応した目標と内容が多面的に含まれ、その前提に国家の再確認とその相対化への対処という課題があることは理解されよう。もっとも、学習指導要領の言葉が直ちに実際の授業内容を示すものではない。それは学習者である生徒の生活世界に構成される現実に基づき教師一人ひとりが創造するものである。また、国際化に対応する教育は社会科や地歴科や公民科のみでもない。学校経営や学級づくりも含めた学校教育全体で取り組むべきものである。だが国際化する現実社会自体を学習対象に於いて、そこで生きる人の「資質を養う」ことを目標にするのが、小・中の社会科であり高校の地歴科と公民科である。その責任は他の教科以上に重いと考える。そしてこの三教科を貫く教育の意図こそ公民教育の課題と考えたい。

公民教育を最も狭義に解釈すれば中学社会科の公民的分野と高校公民科の教育であり、最広義には公教育全体の目標と重なる。そのためここでは、公民科教育ではなく公民教育であることに注目し、社会、地歴、公民の各教科に共通する課題を公民教育の問題と考えたい。さらに、社会科は本来、他教科の学習を学習者自身の生活の中に総合することを目的に設置した教科である。その趣旨は地歴科と公民科にも継続していると考えられる。したがって、社会の国際化に伴う公民教育の課題を、上述した学習指導要領の目標や内容の個別的関わりとは別に、三教科全体に共通する問題としてとらえるとともに、現代の学校教育全体の新たなあり方を示唆するものとして位置づけたい。

このような観点から、教師が今日の生徒の日常生活に即して公民教育のあり方を問う際に最も重要となる課題を二つあげておきたい。一つは急増する外国人労働者との関係、もう一つは自国理解と他国理解の関係である。

(3) 日常の中の国際化と公民教育のあり方

「県内で外国人がいちばん多いといわれている浜松。とくに急増しているのが日系ブラジル人……交通ルールや医療、保険制度、もろもろの諸事情が彼ら自身をも悩ませている……浜松中央署では交通の巡回警察官用にポルトガル語の手引書『巡回連絡帳』を、浜松東地区安全運転管理協会と浜松東署は……ポルトガル語版『交通安全のしおり』を、県教委では、言葉や生活習慣の違う外国人児童、生徒に対する教育現場の不安を解消するために『外国人児童生徒教育の手引』をそれぞれつくりました。」⁽¹⁾

これは静岡県浜松市の喫茶店で筆者が何気なく手にとったタウン誌の1頁に掲載されていた記事から抜粋したものである。同様の問題を全国各地で見出せるのではないか。これまで異文化理解の主たる課題は外国勤務で生じる文化摩擦の解消と家族に対する海外子女教育や帰国子女教育であった。いずれも日本人が自国の外で長期間生活することに伴う問題。国民全体の課題になりにくい問題であり、その目的もあくまで日本人の教育であった。だが外国人労働者にかかわる課題は異なる。日本国内で生活する誰もが日常的に経験する問題。アパートで、スーパーで、職場で、そして何よりも教室の隣の席にすわった人との間で生じる異文化間コミュニケーションが課題である。

日本の公的な学校の目的は日本国籍を持つ者に対する日本人としての教育。外国人労働者の子どもにこの条件は当てはまらない。だが労働力不足を背景に国の外から働きに来る人に日本の豊かさが支えられているとすれば、当然その労働を担う人の子どもの教育を日本国籍の有無にかかわらず保障すべきものではないか。理念ではなく身近な日常の現実として、社会保障、労働条件、日常的な人間関係、学校の仕組みなど、日本独自の社会システムの改変が迫られている。その歩みはタウン誌に見るように既に始まっている。

前節で国家の再確認とその相対化という課題を、「日本人として」という個別性と「世界の国々との協調」や「人類という国家を越えた普遍的な視点」との統合という課題にとらえ直したのが、社会科から地歴・公民科に一貫する公民教育の問題であることを指摘した。その意味で、教室の中で生じる異文化間コミュニケーションこそ、最も重要な公民教育の場ではないか。異なる言語を介して相互に意味を交換する試行錯誤によってしか、自己の文

化の固有性に対する自覚と誇りを育みつつ、異質な文化と共生できる価値観や行動規範を培うこと、すなわち公民教育の課題を達成できないと考える。⁽⁴⁾

さらに異文化の理解は単に異質性を認めるのみでは終わらない。他者の目に映った自己の理解こそ重要である。国際化とはいかなる問題も自国の視点のみでは解決できないということである。他者との協調の条件は、自己を変える痛みを耐えうるかどうかである。国を出て初めて日本人であることを自覚し、国際化が進むほど日本の伝統文化の尊重が必要ともいわれる。だがそれは、日本に最も近い国の歴史の中にある、また今その国で生きる人達の心に刻まれた日本と日本人の歴史を含めてこそ公正な理解となる。そしてこのような関係は半島と列島に生きる人達の歴史にのみ当てはまるのではない。アジア各国を代表に世界中に日本の過去と現在を見出すことができる。自国理解は他国に刻んだ自己の姿を探り出し自国の歴史に重ねる営みに支えられてこそ国際化された社会の要請に耐えうるものとなろう。それを可能にする公民教育のあり方を次の学生の感想をヒントに考察して欲しい。

「『おいしかったかね』と日本語で話しかけてくれたおじいさんのやさしくほほえんだ顔、日本語を少し使いつつも複雑な表情をしていたおじいさんの顔、手をふりながら見送ってくれたこどもたち、真剣に考えを語ってくれた少女たち……たくさんの方と出会うことのできたこの旅をきっかけとし、もっと勉強をしていきたいと思っています。そして、日本人が当然知っていなければならないことである日本と韓国との関わりについて考えていきたいと思います。この研修旅行で多くの方にお世話になり、様々なことを学ぶことができました。どうもありがとうございました。」⁽⁵⁾

<注>

- (1) 『中等教育資料 臨時増刊 平成元年4月号』No.551
- (2) 『浜松百撰 1992年2月号』(有)浜松百撰
- (3) 馬居政幸「生活科教育の研究・教育・連携の課題－生涯教育・学習論の視点から」(日本教育大学協会編『教科教育学研究 第9集』)参照。
- (4) 馬居政幸「労働と社会保証」(『現代社会科教育実践講座第12巻 地域・社会生活および経済活動の学習 公民的内容の授業II』研秀出版 1991)参照。
- (5) 嵐朋子「韓国研修旅行を終えて」(『近くて遠い国－馬居研究室・韓国へ歴史と教育の交流の旅 1991.12.2～5』静岡大学教育学部社会科教育研究室, 1992)同様の観点から次の拙稿を参照いただきたい。
①『「近くて遠い国」で学んだこと』(Part II No.17)連続セミナー 授業を創る

代表・谷川彰英 1991)

②「“生活者”にとっての“意味”と“思い”からの再構成を—新たな“人間（あいだ）づくり”のために—」（「連載講座・社会がわかるとは何か9」『教育科学 社会科教育 '91 12月』明治図書）

（馬居 政幸）

7. 情報化社会と公民教育

(1) 情報化に対応する社会科教育

今回の学習指導要領改訂のねらいの一つとして、「社会の変化に主体的に対応できる能力の育成」があげられている。社会の変化は、社会科にとって教科内容に直接かかわる問題である。社会の変化のうち、情報化に対応する教育は、各学校段階の社会科において取り組まなければならない課題である。

情報化に対応する教育とは、情報活用能力の育成を図ることといわれている。情報活用能力の内容としては、次のようなことが考えられている。⁽⁴⁾

- ① 情報の判断、選択、整理、処理能力及び新たな情報の創造、伝達能力
- ② 情報化社会の特質、情報化の社会や人間に対する影響の理解
- ③ 情報の重要性の認識、情報に対する責任感
- ④ 情報科学の基礎及び情報手段（特にコンピュータ）の特徴の理解、基礎的な操作能力等の習得

情報活用能力の内容のうち、①については、従来から重要な能力として位置づけられてきた資料活用の能力に関係する内容である。資料活用の内容を重視した目標は、小・中の社会科のなかで能力目標として位置づけられている。ただ、従来の社会科のなかでの資料活用の能力は、資料の収集、選択の能力とされていた。しかし、情報化社会に対応する社会科では、新たな情報の創造、伝達能力の育成が求められている。

また、情報活用能力の内容のうち、②、③については、小学校第5学年の産業学習のなかで、運輸、通信などが取り上げられるようになってきている。通信についての内容は次のように記述されており、②、③にかかわる内容はアンダーラインの部分である。

わが国の放送、新聞、電信電話などの産業について、見学したり資料で調べたりして、これらの産業は国民の日常生活と深いかかわりがあることや国民の生活に大きな影響を及ぼしていることを理解するとともに、これらの産業に従事している人々が工夫や努力をしていることやこれからの生活において情報の有効な活用が大切であることに気づくこと。

さらに、中学校の公民的分野では、中項目「情報と社会」が新設されている。この項目は現代社会における情報の重要性を認識させ、これからの社会生活のなかでどのように情報とかがわかっていったらよいかを考えさせることをねらいとしている。

要するに、社会科学習においては、情報化の進展に伴い、まず、資料活用能力の育成を従来より重視すること、ついで、情報や情報化社会そのものを考え、情報の意味・意義や情報化社会のあり方を把握することが求められている。そこで、公民教育において、今後の情報化社会のなかで人間はどのように情報とかがわかっていったらよいかを考えさせる実践例を取り上げる。

(2) 「情報と社会」に関する実践の方向性

中学校社会科の公民的分野の大項目「現代の社会生活」は、「ア 個人と社会」「イ 現代の文化と生活」「ウ 情報と社会」の3中項目によって構成されている。「情報と社会」の内容及びその取扱いは次のとおりである。

【主な内容】

- ・情報の増大及びそのはたらき
- ・情報と人間とのかかわり

【取扱い方】

- ・マス・メディアなどの発達やはたらき
- ・情報の重要性
- ・情報の適切な活用

この中項目は、現代社会における情報の占める大きさと重要性を認識させ、これからの社会生活のなかでどのように情報とかがわかっていったらよいかを考えさせることをねらいとしたものである。学習指導要領の趣旨を生かした

まえがき

戦後社会科の中核的位置を占めてきた公民教育の学会が初めて結成され、日本公民教育学会として誕生してから早くも3年が過ぎた。その間、研究成果も着々あげてきたが、今般、学会の仕事の一つとして公民教育のテキストを刊行することになった。内容の概略は目次のI～VIの章を通覧していただければわかるが、ここでは、一般の公民教育の参考書と比べて色調の異なる本書の特色として次の2点だけを取り上げ、若干説明しよう。

一つは、公民教育を幼・小・中・高を一貫して展望し、この教育の究極目標である「公民的資質の育成」という根本問題にアプローチしたことである。いうまでもなく、公民的資質の育成は社会的存在としての人間の育成であり、それは幼・小・中・高の各学校段階における児童・生徒の心理的発達や社会生活の体験の発展等を十分考慮した積み重ねの教育によってはじめて達成できるからである。

もう一つは、現代社会が直面している重要問題から代表的なものをいくつか選び、公民教育がこれらの問題にどのように対処すべきかという課題意識に立って、「VI 公民教育の新しい課題」を最終章として設けたことである。これは、公民教育がいま、児童・生徒がこれから生きていく未来社会を展望しながら、他方、時間的（歴史的）、空間的（地理的）条件の認識をふまえて現代社会を歴史的現実として把握し、その発展的形形成者として相応わしい資質の育成を図らなければならないからである。

なお、本書は主に教員養成における公民教育科法のテキストとして編成されたものではあるが、幼・小・中・高の公民科教育法の深い関心を持たれる方はいうに及ばず、公民的資質の育成を究極の目標とする社会科教育一般に携わる方々も個人の参考書としてみずからの教育実践と研究の深化に役立ててもらえば幸いである。

1992年1月

日本公民教育学会顧問 大森 照夫

もくじ

まえがき……2

I 公民教育とは何か……6

1. 「公民」の概念と目標としての「公民的資質」……6
2. 公民教育における幼・小・中・高の関連……14
3. 公民教育と道德教育の関連……22

II 公民教育の歩みと諸外国の現状……31

1. 戦前における公民教育の展開……31
2. 学習指導要領の変遷と公民教育……40
3. 諸外国の公民教育……52

III 公民教育の内容構成……71

1. 小学校社会科における公民教育……71
2. 中学校社会科「公民的分野」……79
3. 高等学校公民科……88
 - (1) 公民科の性格と目標……88
 - (2) 現代社会……94
 - (3) 倫理……98
 - (4) 政治・経済……103

IV 年間指導計画と学習指導案の作成……108

1. 小学校社会科「政治」単元……108
2. 中学校社会科「公民的分野」……111
3. 高等学校公民科……120
 - (1) 現代社会……120
 - (2) 倫理……127
 - (3) 政治・経済……131

V 学習指導の工夫……138

1. 学習活動と評価の工夫……138
2. 学習資料の作成……146
3. メディアの活用……153

VI 公民教育の新しい課題……158

1. 平和教育……158
2. 人権教育……164
3. 環境教育……168
4. 消費者教育……173
5. 多文化教育……177
6. 国際化社会と公民教育……184
7. 情報化社会と公民教育……190
8. 高齢化社会と公民教育……195
9. 人間としての在り方生き方と公民教育……200

付 録……205

1. 公民教育関係参考文献目録……205
2. 公民教育刷新委員会答申（昭和20年12月）……210
3. 学習指導要領（平成元年版）
 - (1) 小学校「社会」……214
 - (2) 中学校「社会（公民的分野）」……220
 - (3) 高等学校「公民」……224

あとがき……230

執筆者一覧……232